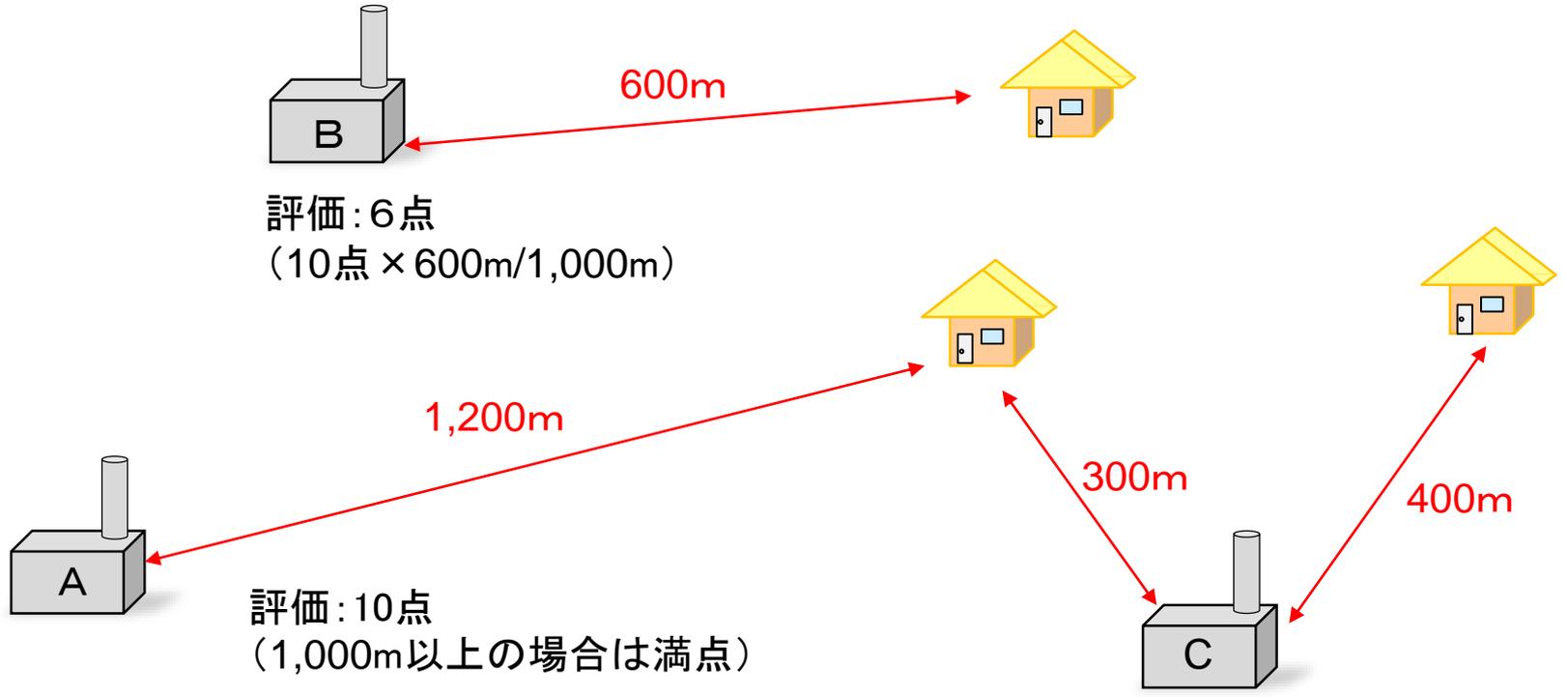


①住宅との距離

最も好条件となっている候補地とその他の候補地を、相対評価で比較します。

※「ダイオキシンのリスク評価(環境庁ダイオキシンリスク評価研究会監修,1997)」において、新施設の煙突の高さが100mであった場合においても、ダイオキシン類の最大着地濃度発生距離は約900mであることを考慮し、住宅までの距離が1,000m以上の場合は満点とします。



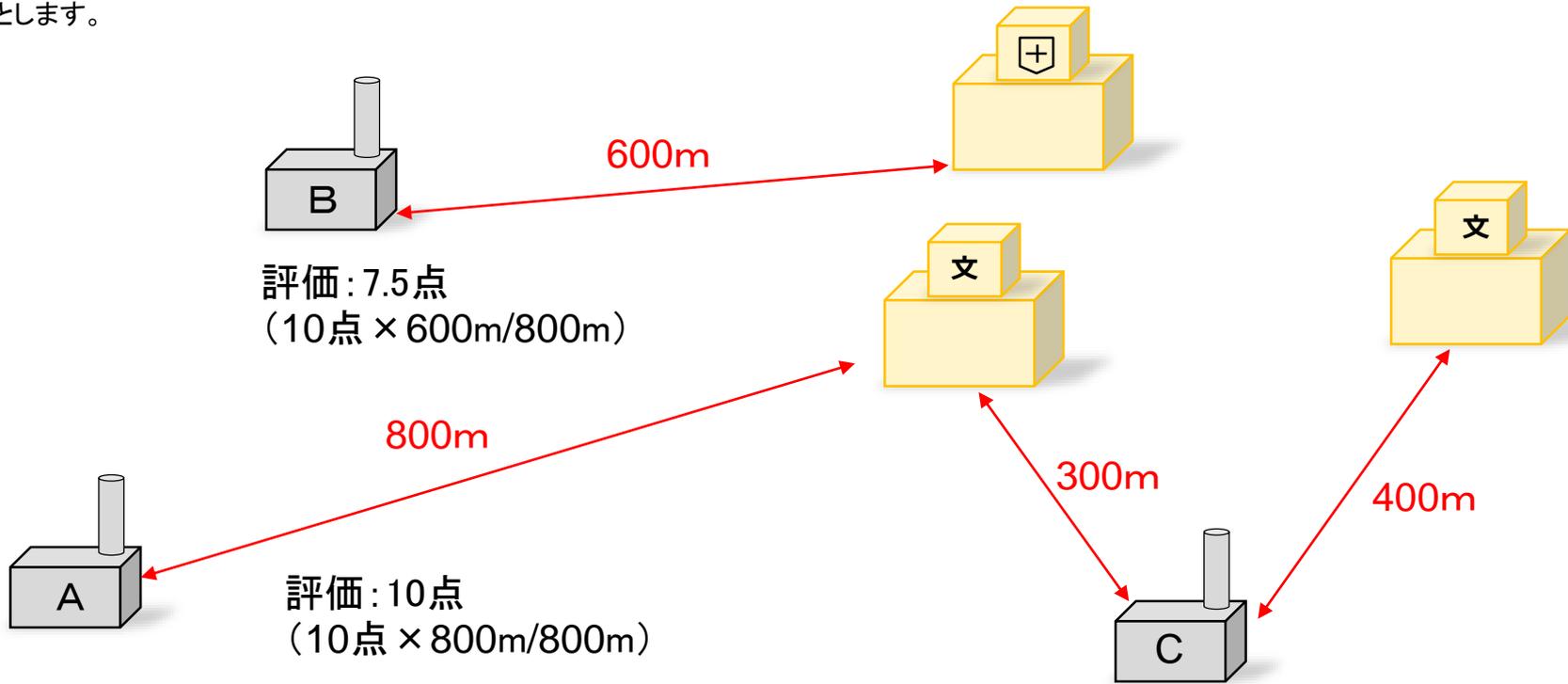
注1: 評価例は最も距離が遠い候補地の値が1,000m以上の場合を示します。
 注2: 少数第2位を四捨五入して評価点とします。

項目	評価基準<定量相対評価>
住宅との距離	(配点) × 当該候補地の値 / 最も距離が遠い候補地の値 (最大値:1000、単位:m)

②教育・医療・社会福祉施設等との距離

最も好条件となっている候補地とその他の候補地を、相対評価で比較します。

※「ダイオキシンのリスク評価(環境庁ダイオキシンリスク評価研究会監修,1997)」において、新施設の煙突の高さが100mであった場合においても、ダイオキシン類の最大着地濃度発生距離は約900mであることを考慮し、教育・医療・社会福祉施設等までの距離が1,000m以上の場合は満点とします。



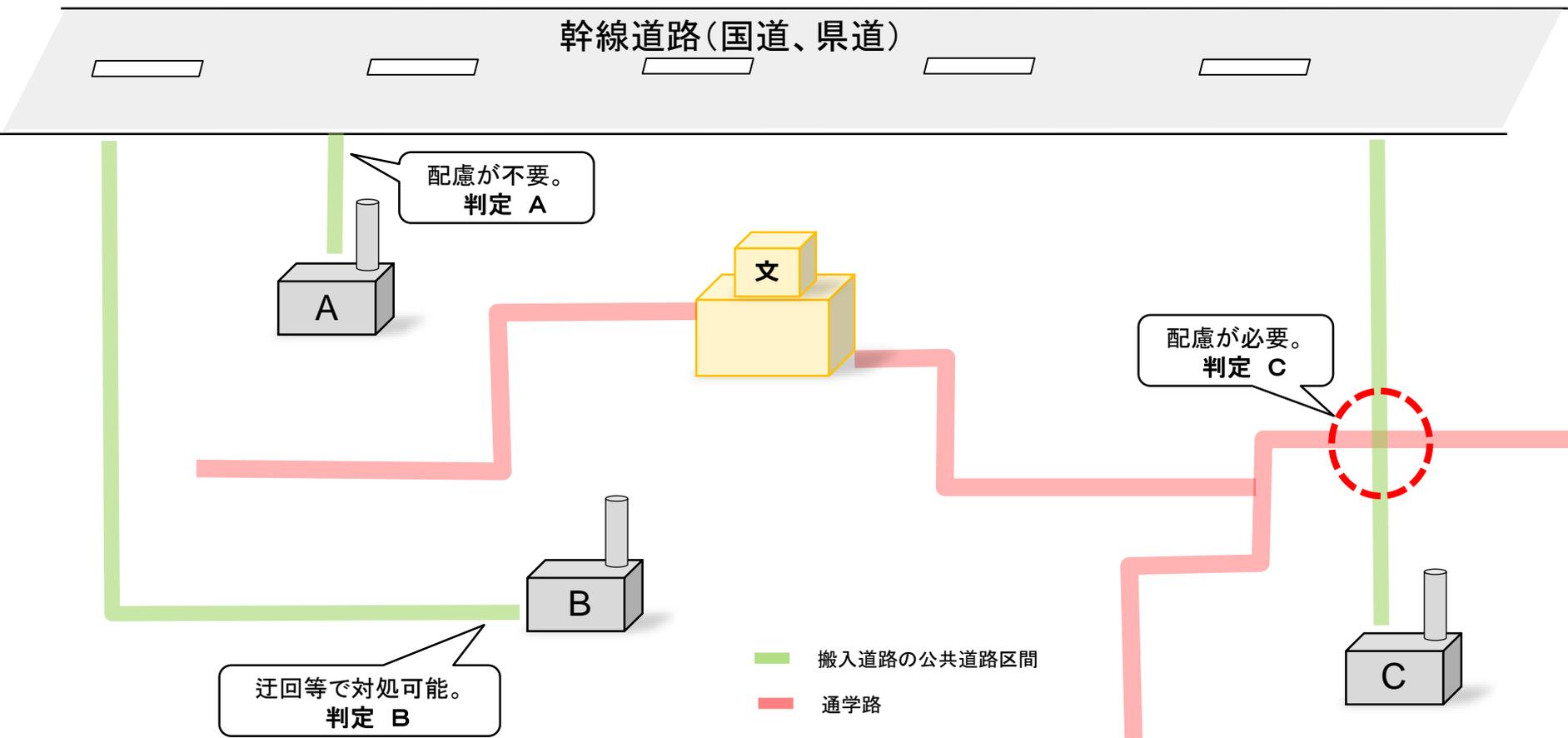
注1: 評価例は最も距離が遠い候補地の値が800mの場合を示します。

注2: 少数第2位を四捨五入して評価点とします。

項目	評価基準<定量相対評価>
教育・医療・社会福祉施設等との距離	(配点) × 当該候補地の値 / 最も距離が遠い候補地の値 (最大値:1000、単位:m)

③通学路への配慮

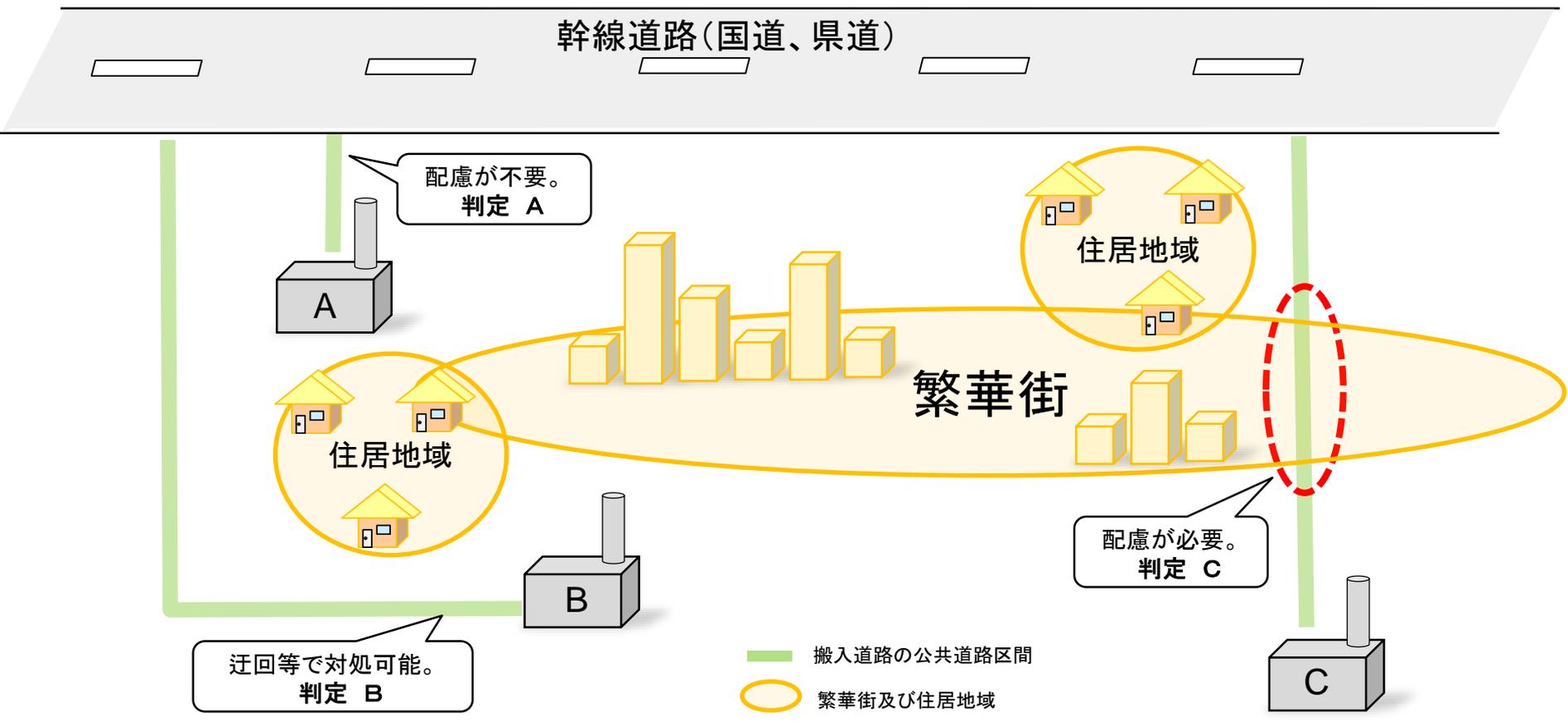
通学路との干渉が少ない候補地の評価を高くします。



項目	評価基準		
	A(10点)	B(5点)	C(0点)
通学路への配慮	通学路への配慮が不要	迂回等で対処が可能	通学路への配慮が必要であるため、道路管理者へガードレールや歩道の設置依頼等をする必要がある

④ 繁華街及び住居地域の通過の有無

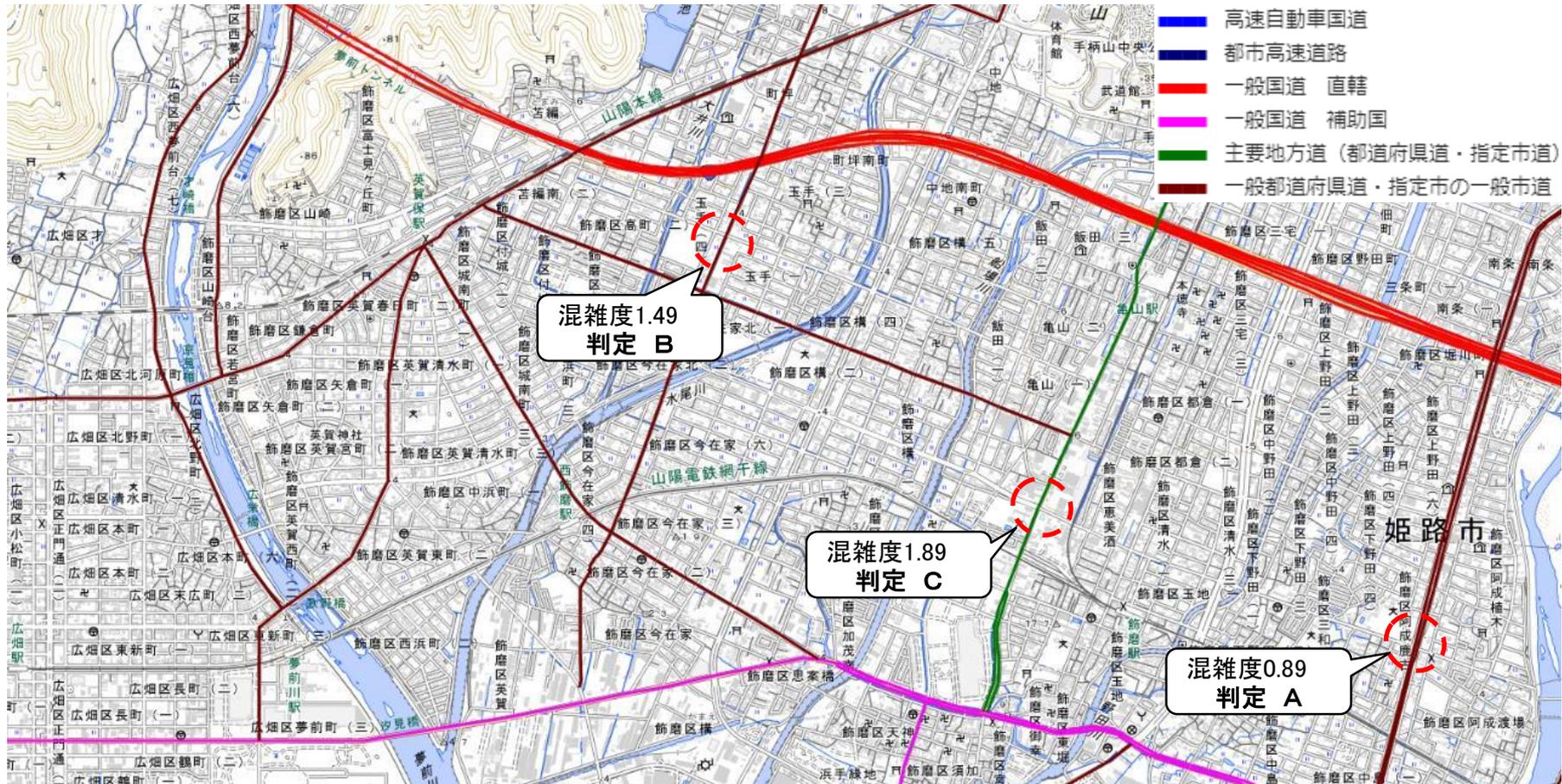
繁華街や住居地域との干渉が少ない候補地の評価を高くします。



項目	評価基準		
	A(10点)	B(5点)	C(0点)
繁華街及び住居地域の通過の有無	繁華街や住宅街を通過しない	迂回等で対処が可能	繁華街や住宅街の通過が避けられないため、道路管理者へガードレールや歩道の設置依頼等をする必要がある

⑤周辺道路の混雑度

搬入道路の公共道路区間と幹線道路(国道、県道)が交差する地点を含む路線の区間の混雑度が小さい候補地の評価を高くします。



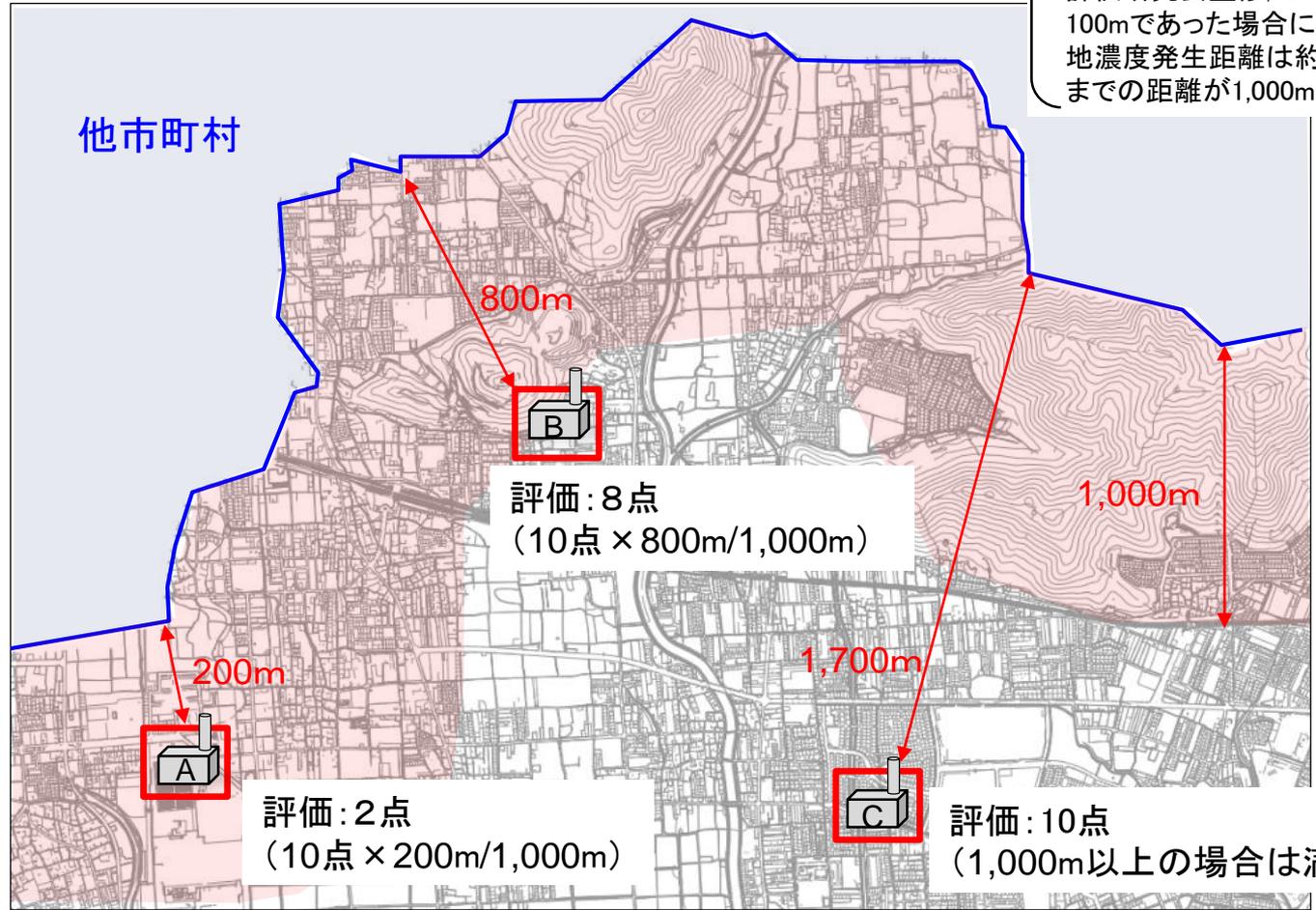
令和3年度全国道路・街路交通情勢調査より(※路線の区間はサンプルです。また、混雑度の数値は実際と異なります)

項目	評価基準		
	A(10点)	B(5点)	C(0点)
周辺道路の混雑度	混雑度1.25未満	混雑度1.25以上～1.75未満	混雑度1.75以上

⑥他市町村との距離

最も好条件となっている候補地とその他の候補地を、相対評価で比較します。

※「ダイオキシンのリスク評価(環境庁ダイオキシンリスク評価研究会監修,1997)」において、新施設の煙突の高さが100mであった場合においても、ダイオキシン類の最大着地濃度発生距離は約900mであることを考慮し、他市町村までの距離が1,000m以上の場合は満点とします。



他市町村から1,000mの範囲

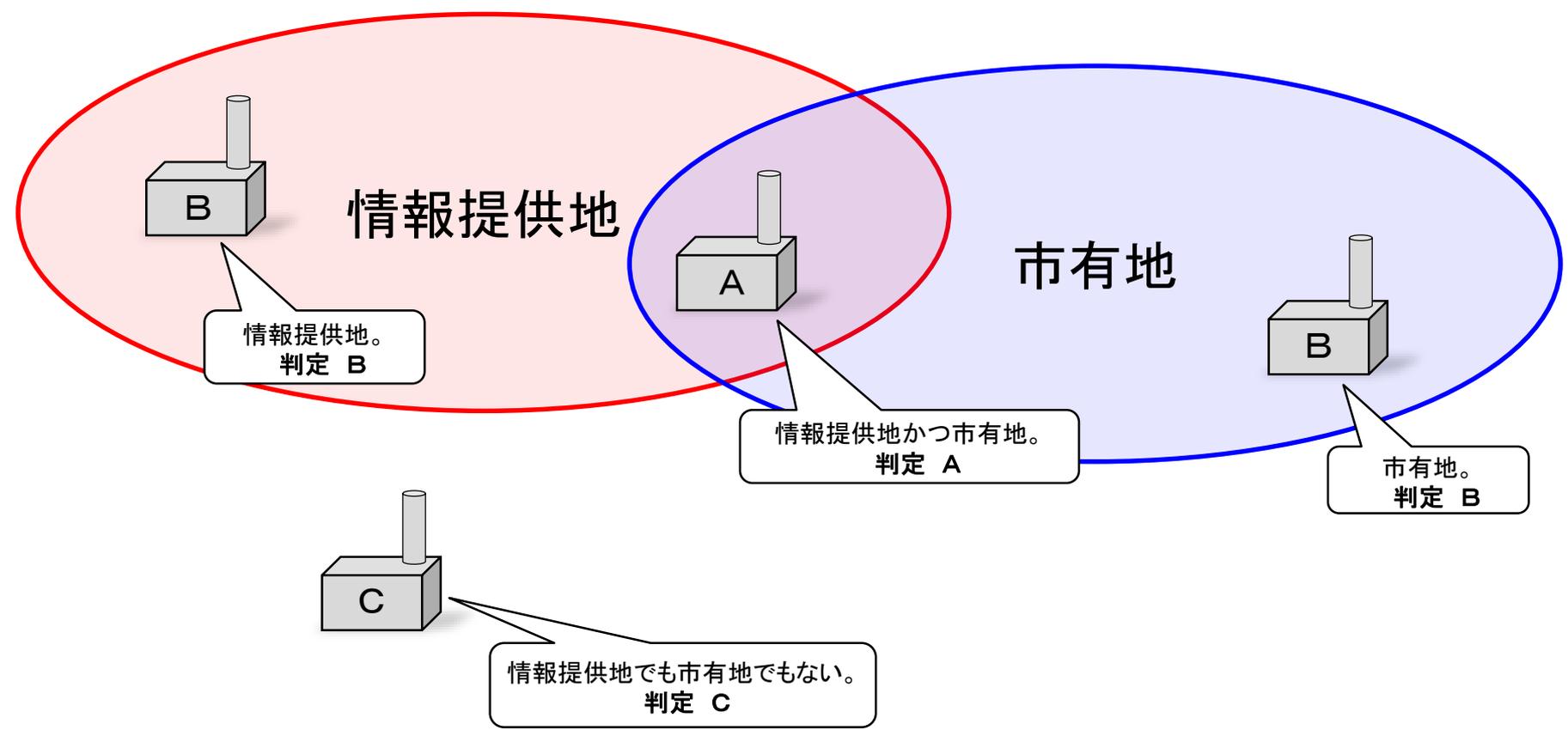
注1: 評価例は最も距離が遠い候補地の値が1,000m以上の場合を示します。
注2: 少数第2位を四捨五入して評価点とします。

項目	評価基準<定量相対評価>
他市町村との距離	(配点) × 当該候補地の値/最も距離が遠い候補地の値 (最大値:1000、単位:m)

姫路市Webマップより
※候補地はサンプルです。

⑦情報提供地・市有地

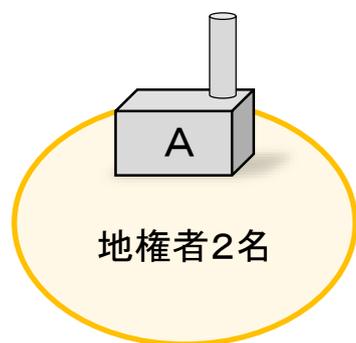
情報提供地または市有地である候補地の評価を高くします。



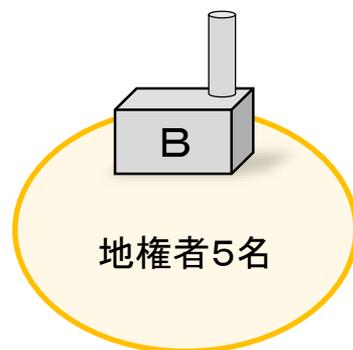
項目	評価基準		
	A(10点)	B(5点)	C(0点)
情報提供地・市有地	情報提供地かつ市有地	情報提供地または市有地	情報提供地でも市有地でもない

⑧土地所有者数

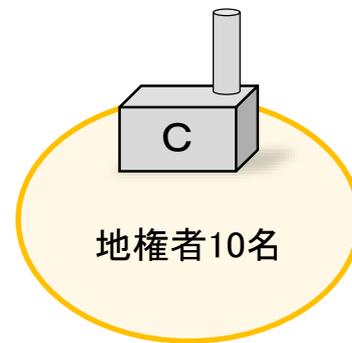
最も好条件となっている候補地とその他の候補地を、相対評価で比較します。



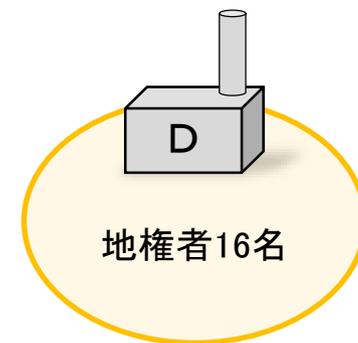
評価: 10.0点
(10点 × 2人 / 2人)



評価: 4.0点
(10点 × 2人 / 5人)



評価: 2.0点
(10点 × 2人 / 10人)



評価: 1.3点
(10点 × 2人 / 16人)

注1: 評価例は最も人数が少ない候補地の値が2人の場合を示します。

注2: 少数第2位を四捨五入して評価点とします。

項目	評価基準 < 定量相対評価 >
土地所有者数	(配点) × 最も人数が少ない候補地の値 / 当該候補地の値 (単位: 人)

⑨ 用地取得費

用地取得に係るコストが低い候補地の評価を高くします。なお、相対評価の計算式が使用できないことから、各候補地の用地取得費の最大値から最小値を引いた値を3分割して基準を設定します。

用地取得費は、不動産鑑定を基に算出した価格ではありません。

あくまでも、用地取得費の優位性を判断するために、最寄りの**固定資産税標準宅地**を参考に簡易的に算出する概算の土地価格です。

用地取得費 = 固定資産税標準宅地の標準価格(円/㎡) × 敷地面積(20,000㎡)

※搬出入道路整備のために用地取得が必要な場合は、上記敷地面積に加える。

A
用地取得費
0円
(最小値)

評価:A
(1億円未満)

B
用地取得費
5,000万円

評価:A
(1億円未満)

C
用地取得費
1.2億円

評価:B
(1億円以上2億円未満)

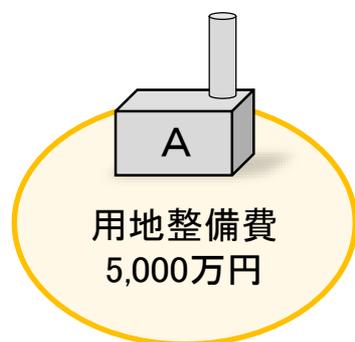
D
用地取得費
3億円
(最大値)

評価:C
(2億円以上)

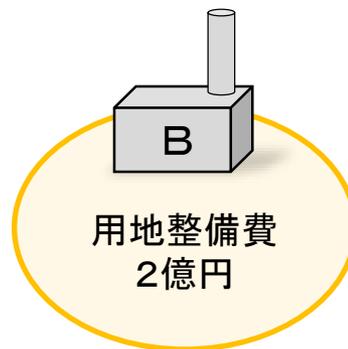
項目	評価基準		
	A(10点)	B(5点)	C(0点)
用地取得費	用地取得費が、各候補地の用地取得費の最大値から最小値を引いた値の1/3未満	用地取得費が、各候補地の用地取得費の最大値から最小値を引いた値の1/3以上、2/3未満	用地取得費が、各候補地の用地取得費の最大値から最小値を引いた値の2/3以上

⑩想定される用地整備費

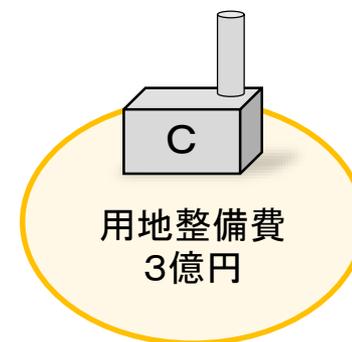
最も好条件となっている候補地とその他の候補地を、相対評価で比較します。



評価: 10.0点
(10点 × 5,000万円 / 5,000万円)



評価: 2.5点
(10点 × 5,000万円 / 2億円)



評価: 1.7点
(10点 × 5,000万円 / 3億円)

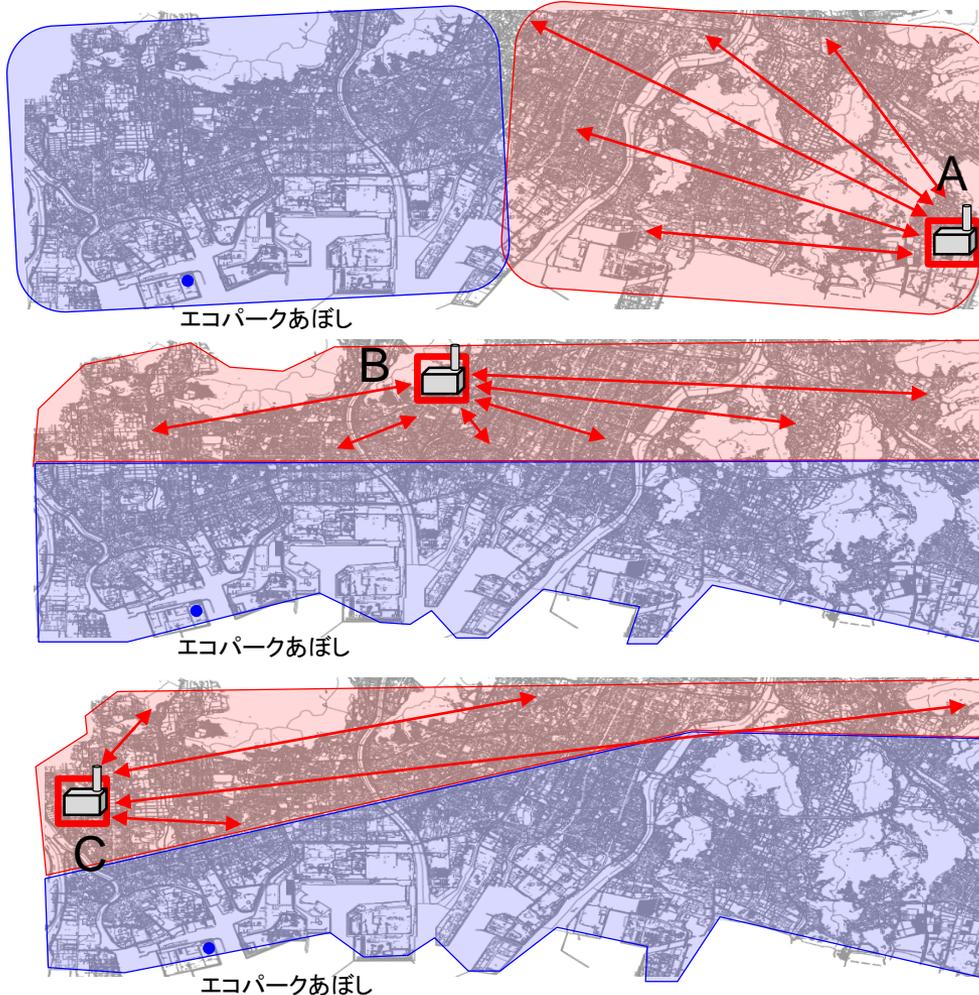
用地整備費対象: 土地改良費、搬出入道路整備費、ユーティリティー(電気、上水道、下水道)整備費

注: 少数第2位を四捨五入して評価点とします。

項目	評価基準 < 定量相対評価 >
想定される用地整備費	(配点) × 最も用地整備費が低い候補地の値 / 当該候補地の値 (単位: 円)

⑪ 収集運搬に係る総走行距離

最も好条件となっている候補地とその他の候補地を、相対評価で比較します。



評価: 10.0点
(10点 × 800,000km/800,000km)

評価: 8.9点
(10点 × 800,000km/900,000km)

評価: 7.3点
(10点 × 800,000km/1,100,000km)

- 新美化センターの収集範囲
- エコパークあぼしの収集範囲

注: 少数第2位を四捨五入して評価点とします。

項目	評価基準<定量相対評価>
収集運搬に係る総走行距離	(配点) × 最も距離が短い候補地の値 / 当該候補地の値 (単位:m)

姫路市Webマップより

※候補地はサンプルです。

収集運搬に係る総走行距離算出方法

収集運搬に係る総走行距離の算出方法

- ① 各候補地及びエコパークあぼしと各校区(小学校)との距離を計測。各校区のごみ量から想定されるごみ収集車の台数を掛け合わせて年間の走行距離を算出する。
※ 計算式:直線距離×(ごみ量÷1.7(1台あたりの積載量))=各候補地から各校区小学校への走行距離
- ② 各候補地(新美化センター)とエコパークあぼしの走行距離を合算した総走行距離が最も短く(効率的に)なるよう、校区ごとに搬入先を振り分ける。なお、各候補地(新美化センター)への搬入ごみ量は、基準値を目安とする。
※ 基準値は市川美化センターの搬入量実績(家庭系可燃ごみ)とする。(約34,000ト)。
※ 夜間搬入分はすべて新美化センターへの搬入とする。
※ 実際の収集とは異なる可能性があるが、主観的要素をなくすため、収集曜日や校区の組み合わせによる収集効率は考慮しない。
- ③ 各候補地(新美化センター)とエコパークあぼしの総走行距離(往復)の合計により評価する。

用地整備費（土地改良費・搬出入道路整備費・ユーティリティー（電気・上水道・下水道）整備費）

※候補地の特定につながる事項は除外しています。

項目		算定方法（前回提案内容）	4 候補地の用地整備費算定方法
面積		比較は全て2.0haで実施	同左
土地改良費	造成工事	立木	○伐採等（伐木、集積、除根）、伐木運搬、枝葉・根処分に要する額を算定（土木工事積算基準書・土木工事積算単価表・建設物価等より）
		建築物・工作物	○各候補地の現況に合わせて必要に応じて解体撤去等に要する額を算定
		土工（盛土工・切土工）	○造成工事に伴う掘削、残土運搬・処分、盛土、ブロック積・コンクリート擁壁等に要する額を算定（土木工事積算基準書・土木工事積算単価表・建設物価等より）
	基礎工事	埋設廃棄物	○廃棄物が地下にある土地の場合に必要な廃棄物混入土の運搬・処分に要する額を算定（土木工事積算基準書・土木工事積算単価表・建設物価等より）
		杭打ち工事	○軟弱な地盤に施設を建築する場合に必要な基礎の杭打ち工事に要する額を算定（土木工事積算基準書・土木工事積算単価表・建設物価等より）
		掘削工事	○ごみピット等の地下構造物の築造に係る土工や土留工（親杭横矢板、鋼矢板等）に要する額を算定（土木工事積算基準書・土木工事積算単価表・建設物価等より）
搬出入道路整備費	整備・買収	○整備が必要な場合は、道路築造に必要な額を算定 ○用地買収が必要な場合は、該当候補地の用地取得単価に必要面積を乗じた額を算定	
ユーティリティー	電気	○売電に必要な送電設備等に係る経費を算定 能力として33kVの鉄塔接続が見込まれる地点までの引込距離に標準的な単価を乗じた額を算定（『送変電設備の標準的な単価の公表について（平成28年3月29日電力広域的運営推進機関）』より）	
	上水	○上水接続に必要な経費を算定 φ75mm以上の取水が可能な本管から各候補地までの必要な給水工事に要する額を算定（土木工事積算基準書・土木工事積算単価表・建設物価等より）	
	下水	○下水接続に必要な経費を算定 処理区域内は負担金を計上 処理区域外は分担金及び下水接続に必要な工事に要する額を算定（土木工事積算基準書・土木工事積算単価表・建設物価等より）	

候補地の特定につながるため、非公表とします

○3次選定候補地はすべて大規模な伐採等は不要とし、全候補地同一条件とし算定をおこなわない

○3次選定候補地に傾斜地はないため、全候補地同一条件とし算定をおこなわない

○3次選定候補地に廃棄物埋設の指定区域は含まれていないため、全候補地同一条件とし算定をおこなわない

○周辺の土質データ（支持層）に大きな差異が見られないことから、全候補地同一条件とし算定をおこなわない

○周辺の土質データ（支持層）に大きな差異が見られないことから、全候補地同一条件とし算定をおこなわない

○整備が必要な候補地は、建設局からの資料提供を基に幅員8mの道路築造に必要な標準単価から算定
○用地買収が必要な候補地へのアクセス道路の用地取得については整備費ではなく用地取得費に計上するものとし取得単価についても候補地の単価に合わせる

○同左

○上水接続に必要な経費を算定
φ75mm以上の取水が可能な本管から各候補地までの必要な給水工事に要する額を上下水道局からの資料提供を基に標準単価から算定

○下水接続に必要な経費を算定
処理区域内は負担金を計上
処理区域外は分担金及び下水接続に必要な工事に要する額を上下水道局からの資料提供を基に標準単価から算定